議案第８２号

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和　６　年　２　月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市手数料条例の一部を改正する条例

大牟田市手数料条例（平成１２年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２６の項中「基づく犬の登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３９条の７第２項の規定により当該登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を加える。

付　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の大牟田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３９条の７第２項の規定により狂犬病予防法（昭和２５年法律第２４７号）第４条第２項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなされる場合について適用する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正によりマイクロチップ情報が新たに登録された犬について、狂犬病予防法の犬の登録の申請があったものとみなされる特例制度に参加することに伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。